

国立大学法人東京農工大学非常勤職員給与規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学非常勤職員給与規程を次のとおり改正する。

現 行	改 正	備 考
<p>国立大学法人東京農工大学非常勤職員給与規程</p> <p>平成16年4月7日 16経教規程第44号</p> <p>第1条～第5条 省略</p> <p>(給与の決定)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 非常勤職員の給与は、その者の学歴、免許、資格、職務経験等及び他の非常勤職員との均衡を考慮して、その者を国立大学法人東京農工大学就業規則第4条に定める常時勤務を要する職員(以下「常勤職員」という。)として採用した場合に受けることとなる俸給月額及びこれに対する地域手当相当の額の合計を基礎として、次の算式により算出した額の範囲内の額とする。</p> <p>一 日給 $((\text{俸給月額} + \text{地域手当}) \times 12) \div (40 \times 52) \times (\text{定められた1日の勤務時間数})$</p> <p>二 時間給 $((\text{俸給月額} + \text{地域手当}) \times 12) \div (\text{別に定める1週間当たりの勤務時間数} \times 52)$</p> <p>4～5 省略</p> <p>第7条～第16条 省略</p> <p>附 則 省略</p>	<p>第1条～第5条 省略(現行どおり)</p> <p>(給与の決定)</p> <p>第6条 省略(現行どおり)</p> <p>2 省略(現行どおり)</p> <p>3 非常勤職員の給与は、その者の学歴、免許、資格、職務経験等及び他の非常勤職員との均衡を考慮して、その者を国立大学法人東京農工大学就業規則第4条に定める常時勤務を要する職員(以下「常勤職員」という。)として採用した場合に受けることとなる俸給月額及びこれに対する地域手当相当の額の合計を基礎として、次の算式により算出した額の範囲内の額とする。</p> <p>一 日給 $((\text{俸給月額} + \text{地域手当}) \times 12) \div (38.75 \times 52) \times (\text{定められた1日の勤務時間数})$</p> <p>二 時間給 $((\text{俸給月額} + \text{地域手当}) \times 12) \div (\text{別に定める1週間当たりの勤務時間数} \times 52)$</p> <p>4～5 省略(現行どおり)</p> <p>第7条～第16条 省略(現行どおり)</p> <p>附 則 省略(現行どおり)</p>	

附 則(21経規程第11号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。